

# 手話言語条例に関する学習会2022

## 報告書

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会  
手話言語法制定推進・手話言語条例委員会

一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会  
埼玉県手話通訳問題研究会  
埼玉県手話サークル連絡協議会



# 開催趣旨

埼玉県内では、既に手話言語条例が制定された市町村と手話言語条例制定を検討する市町村がある中で、各地域の聴覚障害者団体および手話関係団体が一堂に会し、手話言語とは何かを改めて考え、手話言語条例の基本的な内容や意義、施策作り、自治体との交渉、成果についての学びと情報交換を行うことにより、より効果的な手話言語条例の制定と運用を促進することを目的に本学習会を開催します。

1. 日 時：2023（令和5）年2月11日（土）10：15～12：15
2. 会 場：坂戸市文化施設オルモ ホール
3. 参加者：名（参加者、報告者、委員を含む）

# プログラム

10時15分 開式

<市町村手話言語条例の事例報告>

須藤 淳 氏 （深谷市聴覚障害福祉協会）

<市町村手話言語条例制定後の事例報告>

宮下 昭宣 氏 （越谷市聴覚障害者協会）

<市町村手話言語条例の制定を目指して>

大澤 重敏 氏 （鶴ヶ島市聴力障害者会）

<パネルディスカッション>

パネラー：須藤 淳 氏（深谷市聴覚障害福祉協会）

パネラー：堤 喜美 氏（深谷市手話サークルねぎの会）

パネラー：宮下 昭宣 氏（越谷市聴覚障害者協会）

パネラー：大澤 重敏 氏（鶴ヶ島市手話言語条例検討委員会）

ファシリテーター：野口 宜伸（手話言語法制定推進・手話言語条例委員）

<手話言語法制定推進・手話言語条例委員会の取り組み、総評>

小出 真一郎 （一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会代表理事）

12時15分 閉式

## 【市町村手話言語条例の事例報告①】

# 深谷市手話言語条例プロジェクトの取り組み

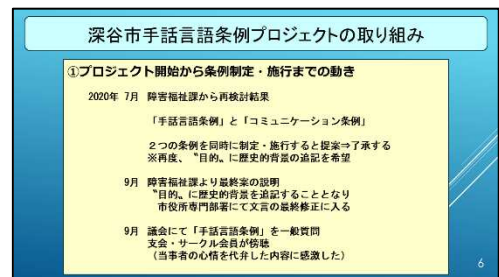
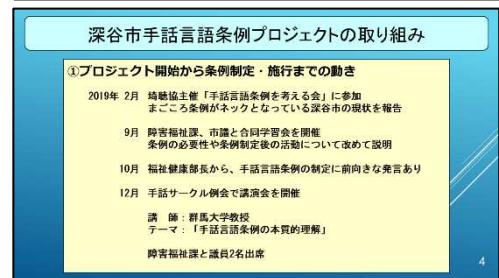
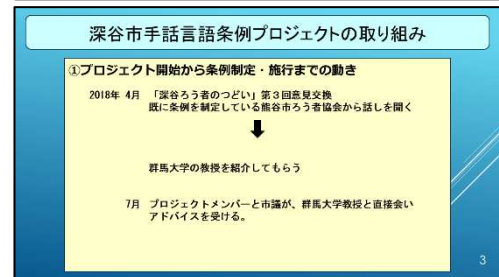
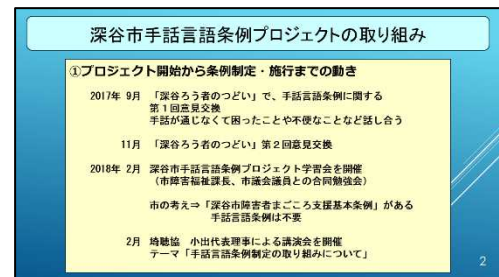
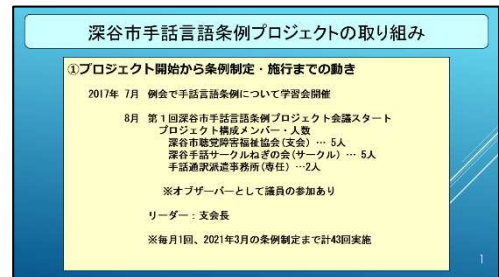
須藤 淳 氏(深谷市聴覚障害福祉協会)

深谷市手話言語条例のプロジェクトについてお話しします。深谷市手話言語条例制定までに、およそ4年間かかり、やっと制定されました。2017年7月に初めて学習会を開催、その後、8月にプロジェクト会議をスタートさせました。メンバー12名で、条例制定まで43回会議を重ねました。現在も継続しています。

2017年9月、深谷ろう者のつどいの中で1回目の意見交換をしました。手話が通じず、困ったことや不便だったことなどを話し合いました。11月に、2回目の意見交換を行い、2018年2月、市の障害者福祉課や市議会議員と合同で深谷手話言語条例プロジェクトの学習会を開催しました。市などに手話言語条例の必要性を訴えましたが、障害者まごころ支援基本条例があるので言語条例は不要との考えはわかりませんでした。

同月に、小出代表理事による講演会を開催。2018年4月、3回目の意見交換をした時、すでに条例を制定した熊谷市のろう者協会の方に来ていただき、話を聞きました。

その際、群馬大学教授を紹介され、その後、メールでアドバイスをいただきました。7月にプロジェクトのメンバーと市議会議員が、教授に面談、アドバイスを受けました。2019年2月、埼聴協が主催する手話言語条例を考える学習会に参加し、深谷市では、まごころ条例がネックとなり、手話言語条例の制定が難しい現状を報告しました。9月に障害福祉課と市議会議員の合同学習会を開催し、改めて言語条例の必要性や制定後の活動、取り組みについて説明しました。すると福祉健康部長の考え方が変わってきました。その後、サークルの例会で市障害者福祉課や市議会議員も出席し、群馬大学教授を招き講演会を開催



しました。障害福祉課から、手話言語条例ではなく、他の障害にも配慮した包括的な条例のコミュニケーション条例はどうかという提案がありましたが、私たちはやはり手話言語条例制定を要望、結果、手話言語条例とコミュニケーション条例の2本が制定する方向となりました。

手話言語条例制定にあたり、目的にろう者の歴史的背景も追記してほしいとお願いしました。市議会で議員が我々の心情を説明している様子を傍聴し、感激しました。手話言語条例には、逐条解説が設けられることとなりました。2021年、手話言語条例とコミュニケーション条例の2本立てで条例が制定されたのは、私たちの努力の結果だと思っています。条例制定後、市のホームページに逐条解説が載りました。また、聴力者新聞、広報ふかやにも掲載されました。広報ふかやには、手話のコーナーがもうけられることとなりました。現在、渋沢栄一記念館の資料映像やアンドロイドの講義にろうの通訳がついています。市内の小中高校にパンフレットやポスターを配布しました。非常勤職員だった専任通訳者2名のうち1名が正職員になりました。深谷市のまごころ出張講座に手話言語の講座が追加されました。

昨年4月。手話奉仕員養成講習会の開講式で、受講生に逐条解説を紹介しました。9月、手話言語国際デーに合わせて、市役所の本庁舎が青くライトアップされました。福祉イベントでミニ手話講座を開催し、記念品として、クリアファイルに条例のパンフレットを入れて配布しました。2023年2月22日、まごころ出張講座で市内の店舗、事業者向けに合同手話講座の予定です。

現在、県主催の手話普及リレーキャンペーンの誘致を検討中です。市障害福祉課には、条例制定後も率先して取り組んでいただき、感謝しています。今後、市内の幼稚園や小中高での手話指導、深谷市のまごころ出張講座を利用して、病院や店舗などで私たちの言語である手話ができるよう広めていきたいと思っています。

### 深谷市手話言語条例プロジェクトの取り組み

①プロジェクト開始から条例制定・施行までの動き

2020年12月 障害福祉課より条例の最終説明を受け了承「逐条解説」をつくり、歴史背景などを詳細に記載

2021年1月 条例制定日が3月17日に決定。歴史上初の場協協と群馬大学教授へ報告。  
協力を頂いた場協協と群馬大学教授へ報告。

3月 「深谷市手話言語条例」

「深谷市障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保の促進に関する条例（コミュニケーション条例）」

～2本立て条例制定 ねばり強い要望の成果～

議案終了後、小出代表理事も一緒に議場内にて横断幕と記念撮影



### 深谷市手話言語条例制定後の動き

②条例制定・施行後の動き

2021年4月 条例施行  
市ホームページに条例と逐条解説が掲載  
日本聴覚障害者新聞に掲載される

5月 「広報ふかや」特集で掲載  
「手話言語」と「障害者のコミュニケーション」  
～障害のあるかたもないかたも共に暮らす社会へ～  
・手話の歴史、手話は大切な言語  
・障害の特性に応じたコミュニケーションの確保



### 深谷市手話言語条例制定後の動き

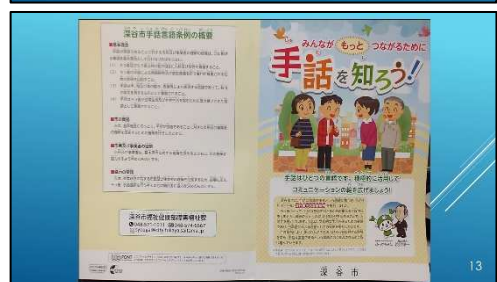
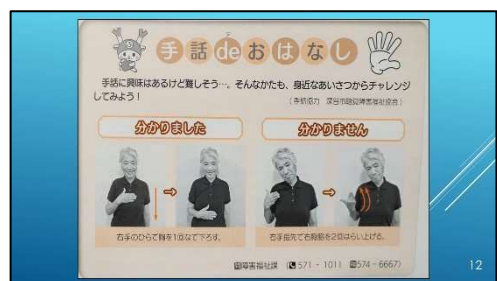
2021年6月 「広報ふかや」に手話のコーナー「手話deおはなし」が隔月で掲載 決定

7月 渋沢栄一記念館の資料映像（アニメーション動画）に「ろう通訳」を付ける。

10月 渋沢栄一アンドロイド講義に「ろう通訳」を付ける。

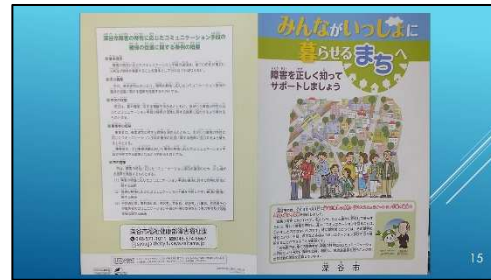
11月 「手話言語条例」「コミュニケーション条例」のパンフレット・ポスターが完成（市が作成 600部）小・中・高の総合学習等で配布を開始する。

2022年4月 専任手話通訳者2名のうち1名が正職員となる。  
深谷市まごころ出張講座に「手話言語と障害の特性に応じたコミュニケーション講座」が追加



す。

今後も私たち深谷市聴覚障害福祉協会と深谷手話サークルねぎの会、市、社協との良好な関係を維持し、手話言語条例の施行意義を示したいと考えています。



### 深谷市手話言語条例制定後の動き

- 2022年 4月 手話専任員養成講座開講式で、2つの条例の趣意解説を配布  
障害福祉課長より受講生へ紹介
- 9月 「手話言語の国際デー」に市役所本庁舎の窓がライトアップ。聴覚障害者団体からの呼びかけに障害福祉課が賛同
- 11月 福祉イベントで、ミニ手話講座開催（障害福祉課との共催）  
（88名が受講）  
受講者には条例のパンフレットをクリアファイルに入れ  
記念品として配布
- 2023年 2月 まごころ出張講座にて市内店舗事業者合同の手話指導。  
現在「手話普及リーディングキャンペーン」講義を障害福祉課と  
検討中



### 深谷市手話言語条例制定…これから…

今後は、市内幼稚園、小・中学校、高校での手話教室・総合学習に加え、「深谷市まごころ出張講座」を活用し、聴覚障害者が利用する病院や店舗などで日常的に簡単な手話ができるように、私たちの言語である「手話」を広めたいと考えています。

### 深谷市手話言語条例制定…これから…

私たち深谷市聴覚障害福祉協会は、深谷手話サークルねぎの会・市・社協との良好な関係を維持し、連携して「手話言語条例」の施行意義を示していきたいと思ひます。

**【市町村手話言語条例の事例報告②】**  
**越谷市手話言語条例制定後の取り組み**

宮下 昭宣 氏(越谷市聴覚障害者協会)

2018年に越谷市では手話言語条例が制定されました。この写真が2018年3月、越谷市の市議会で可決された時の様子です。この写真は、広報こしがやにも掲載されました。今もホームページで閲覧できます。

制定の2か月後、市から手話言語条例に関するイベントの話があり、協会も協力し、手話を指導、大勢の方が集まってくださいました。2019年からは、協会が主管でのイベントを年1回行うようになりました。サークルやほかの団体と一緒に、市の協力もいただいています。先月、1月21日は、那須氏をお招きし、講演会を行いました。市の事業を協会が主管という方法で、運営費30万円でイベントを実施します。

協会が主管とはなりますが、市との協働で行っています。聞こえない人と一緒にやることの大変さもあったようです。

また小学生から理解を広めるため、パンフレットを市内の小中学校に配布しました。翌年度からは毎年小学4年生に配布しています。このパンフレットは、日聴紙にも掲載されました。詳しくご覧になりたい方は、インターネットで見ることができます。小学生に合わせた分かりやすい内容で、みんなで学べる、参考になるという声を頂いています。

今度、手話バッジを作る予定です。手話のできる職員がバッジをつけることでろう者が市役所に行ったときに職員に話しかけやすくなります。市からデザインについて相談を受け、3団体でつくりました。おそらくこちらの案で決まるのではないかと思います。

また、新任採用職員研修も含め、越谷市の職員や消防職員、市立病院などの職員に対する講座を開いています。障害福祉課に手話通訳士資格を有する職員がい

**手話言語条例に関する学習会2022**

令和5年2月11日(土曜)  
 坂戸市文化施設オルモホール(3階)  
 越谷市聴覚障害者協会  
 会長 宮下 昭宣



平成30年(2018年)3月16日に開催された越谷市議会3月定例会において、「越谷市手話言語条例」が全会一致で可決され、同年3月20日に公布、施行となりました。



広報こしがや  
 2018年5月号に  
 掲載されました

**越谷市手話言語条例の制定までは**

**日本手話による映像配信について**

ろう協と派遣事務所で協働して日本手話による映像配信を行っている。

越谷市コミュニケーション支援事業で、手話通訳者や要約筆記者を派遣した場合のイメージ動画が見られる。

- 病院(自分の受診)：手話通訳 / 要約筆記
  - 病院(家族の受診)：手話通訳 / 要約筆記
  - 旅行：手話通訳 / 要約筆記など
- こしがや手話チャンネル



**制定後の取り組みについて**

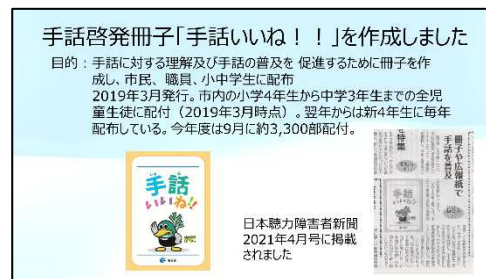
るので、研修の中で話をしています。今まで全日本ろうあ連盟は、手話は言語であると主張してきました。越谷も早い段階から手話は、言語である認識していたことが分かりました。手話が言語であるとみんなが認識することが大事だと思います。条例の制定準備を進めている他県の議員から熱心な質問をされたこともあります。やはり、手話の文法などを認識したうえで話をする必要があります。

手話言語条例制定を目指したきっかけは、議会で言語条例の質問が出された際、市長から否定されたことです。その後、議員が佐賀県を視察、現状を知りました。県の動きを見て、市長も越谷市で条例を制定すると意見を変えました。中核市になったことも大きいと思います。越谷市は、市長提案という形で条例制定に至りました。また、小出氏や県議会、障害福祉課、議員の方々とも話し合いを行いました。手話言語条例制定時、福祉課と意見が異なる部分もありましたが、その都度話し合い、妥協点を模索しました。その結果、敵対せず融和的に話し合うことにより、現在も支援をいただいています。つながりを作ることも大切だと思います。

手話言語条例制定できるかどうかの時、文言が話し合っていた内容と異なっていたため紛糾することがありました。条文の制定は、法務課が行います。法務課から日本手話という言葉がないので載せるわけにはいかないとされました。200を超えるパブリックコメントが集まったことにより、市も理解してくれました。兵庫県明石市は、市長の発言等で有名ですが、手話言語条例の取り組みも色々行っています。越谷市も参考にしました。越谷市には、若い若者がたくさんいますが、なかなか会員になってもらえません。若い若者の方々にも興味を持っていただきたいと思っています。



主管とは、越谷市より事業助成金（30万円）を受けて企画・運営を担うこと。  
実行委員は、ろう協のほか、手話サークルよび会、すみれグループからそれぞれ数名が参加、市障害福祉課も加わり、概ね月に1〜2回会議を開いて協議。



**手話バッジ（仮称）の作製**

- 1 目的：手話や聴覚障がい者、越谷市手話言語条例についての理解の普及と聴覚障がい者が安心して生活できる地域社会の実現 越谷市全体の手話に対する機運を高める。
- 2 効果：手話や聴覚障がい者、越谷市手話言語条例についての理解を深めたい者にバッジを配布し、バッジや名札などへの着用を促すことで、手話や聴覚障がい者に対する理解の広がりを可視化することができ、聴覚障がい者が安心して暮らせる社会の実現につながると期待できる。  
また、市職員がバッジを積極的に着用することで、市役所に来所した聴覚障がい者が安心して相談できる環境を作ることができ、バッジを着用した職員が増えることで、一般の市民に対しても手話や聴覚障がい者について知ってもらうきっかけとなることを期待できる。



### 手話バッジ（仮称）の作製

ろう協のほか、手話サークルよつば会、すみれグループがデザイン案を考えました。

### 手話バッジ（仮称）の作製

デザイン案  
今年中に手話バッジが完成される予定

### 越谷市職員対象手話研修手話について

- 越谷市職員対象手話  
平成31年度より、市立病院及び消防本部の職員も参加。また、研修時間が8時間（2時間×4回）だったものを9時間（2時間×2回、2時間30分×2回）に延長。令和2年度は新型コロナウイルスの影響により中止となった。令和3年度も継続して実施。
- 越谷市新採用職員研修（手話言語条例）  
平成31年度より、年度当初の新採用職員研修時に手話言語条例についての研修を実施。
- 障害福祉課課内研修（手話）  
令和2年度より、障害福祉課の職員を対象に手話通訳士の職員が講師となり、あいさつや自己紹介等の簡単な手話について学ぶ研修を実施。

### これまで活動してきたこと

- 越谷市の障害福祉課では「手話は言語である」という認識があった。市民に手話やろう者についての理解を広めるためには「手話は言語である」というだけでなく、文法や語彙など日本語の仕組みに関する知識を身につけてもらうことが大切。
- 手話言語条例制定に向けて取り組むきっかけとなったのは、手話言語条例に関心をもつ議員が市議会で質問したことだった。議員との関係性も大切にしていく必要がある。
- 障害福祉課との良好な関係を保つことも大切。マメに連絡を取り合うようにしている。

### 今後の展望

- 兵庫県明石市の手話言語に関する施策の取り組みを参考にして、障害福祉課と連携しながら、学校・医療機関・お店・企業などへの理解・普及を図りたい。
- 越谷市に住んでいる若い方たち（未会員）に手話言語条例施策に興味をもってもらえるようにいろいろと検討中。

ご清聴ありがとうございました

## 【市町村手話言語条例の事例報告③】 鶴ヶ島市手話言語条例の制定を目指して～制定に向けた取組の事例～

大澤 重敏 氏(鶴ヶ島市聴力障害者会)

鶴ヶ島では、現在、手話言語条例制定に向けて取り組みをしています。鶴ヶ島では5年前から手話言語条例制定に向けて活動を始めました。2019年に、全日本ろうあ連盟事務局長の久松氏をお招きし、手話言語条例学習会を開催しました。その後、鶴ヶ島市聴力障害者会と折鶴会で、手話言語条例制定に向けて話し合うこととしました。まずは、聴力障害者会と折鶴会の合同役員会で、委員を選出し、鶴ヶ島市手話言語条例検討委員会（以下「検討委員会」とする）を立ち上げました。

鶴ヶ島では市や議員から、手話言語条例を別にするのではなく障害者コミュニケーション支援条例に一本化したらよいのではないかとされていました。そこで、まずは聴力障害者会と折鶴会会員に手話言語条例

鶴ヶ島市手話言語条例の制定を目指して  
～制定に向けた取り組みの事例～  
鶴ヶ島市手話言語条例検討委員会

### 鶴ヶ島市手話言語条例制定までの経緯

- 2019年（平成31年）2月19日  
『手話言語条例に関する学習会』開催  
～手話言語条例の今と今後の動きについて～開催  
→講師：全日本ろうあ連盟事務局長・久松三二氏  
鶴ヶ島市聴力障害者会と鶴ヶ島市手話連談問題研究会「折鶴会」共催
- 4月11日  
聴障会・折鶴会合同で手話言語条例合同学習会を開催  
→市長の「議員提案が良い」との助言を踏まえ、議員提案による制定を目指すことに  
『情報アクセシビリティ』『聴覚障害がある乳幼児の支援』『教育』『致学』の4本柱


- 2019年（令和元年）5月28日  
合同役員会  
→手話言語条例検討委員会を立ち上げることを決定
- 7月12日  
第1回鶴ヶ島市手話言語条例検討委員会を開催  
→最終的には手話言語条例と情報・コミュニケーション条例の二本立て  
先行して手話言語条例の成立を目指す
- 8月～  
2か月に1回程度のペースで手話言語条例検討委員会を開催  
→先行都道府県・市町村の手話言語条例  
手話の言語的位置づけ  
人工内耳  
制定した地域の声、増進地域班へのアンケート結果  
……などについて学習

の必要性を理解してもらおうと学習会を実施、その後、市議会議員との勉強会を企画しましたが、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」とする）拡大により中止となってしまいました。その後、コロナで公共施設が閉鎖、聴力障害者会や折鶴会の例会も検討委員会も開くことができなくなってしまいました。

なかなかコロナは収束しませんでした。そのような中、Zoomで会議を行うこととしました。各地域の手話言語条例を収集したうえで、Zoom会議で検討を重ね、条例案を作成しました。また、市障害者福祉課には随時報告を行いました。


2022年6月13日、市障害者福祉課と懇談会を実施、改めて障害者コミュニケーション支援条例と手話言語条例の2本立てにすることを要望しました。その後、市の主催で、鶴ヶ島視覚障がい者の会アイネットをはじめとする各障害当事者団体が集まって、学習会を実施、また意見交換する場が設けられました。11月18日に小出委員長と私で市長、市福祉部長および障害福祉課長に面会し、手話言語条例に向けた経過報告をしました。市長には、全国市区長会加入についてお願いしました。時間がなくなってしまったので、これで報告を終了しますが、鶴ヶ島市手話言語条例は、3月に制定される予定です。手話言語条例は制定されて終わりではないので、状況を見守る委員会設定も併せて要望しているところです。

- 2020年（令和2年）1月12日  
手話言語条例検討委員会報告会を開催  
→聴障会員・折鶴会員へ経過報告
- 4月22日  
鶴ヶ島市議会議員との勉強会→第1回緊急事態宣言が発表されたため中止
- 10月13日  
鶴ヶ島市議会公明党との懇談会開催  
↓  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、条例制定の動きが停滞……  
↓




そんな中でも、Zoomを使って開催するなど、なんとか検討委員会の活動は継続  
→鶴ヶ島市手話言語条例(案)を作成

- 2021年（令和3年）6月23日  
鶴ヶ島市障害者福祉課との情報交換会  
→検討委員会の作成した鶴ヶ島市手話言語条例(案)を提示  
↓  
新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大により、条例制定の動きが完全にストップ  
→仕切り直し  
↓




- 2022年（令和4年）1月29日  
手話言語条例検討委員会を再開  
→鶴ヶ島市手話言語条例(案)の練り直し
- 2月7日  
鶴ヶ島市議会議員との勉強会→新型コロナウイルス感染拡大のための延期に（条例案などの資料配布のみ）
- 6月13日  
鶴ヶ島市障害者福祉課との懇談会  
→手話言語条例と情報・コミュニケーション条例を同時並行で市案提案による制定を目指すとの方針が示される（障害者福祉課主導）
- 7月15日  
埼玉県共生社会づくり条例・埼玉県手話言語条例学習会  
→講師：埼玉県の担当者  
各障害者団体・支援団体が参加

- 9月22日  
障害者のコミュニケーション支援に関する検討会議（第1回）  
→他障害者団体から「条例は1つがいい」との意見が出されるが、説得の末、二本立てで行くことが確定
- 10月6日・12日  
聴障会・折鶴会の会員を対象とした手話言語条例制定に向けての報告会を開催
- 10月21日・11月10日  
障害者のコミュニケーション支援に関する検討会議（第2・3回）  
→2つの条例の具体的な文言を協議→ほぼ確定  
→2つの条例とも大きな方向性を譲り理念条例（具体的には障害者支援計画に盛り込む）当初掲げた4本柱のうち、「情報アクセシビリティ」以外はほぼ切りカット
- 11月18日  
小出委員長が青森市長とお会いし、鶴ヶ島市手話言語条例制定の進捗状況について報告



- 11月28日  
市議会議員との勉強会  
→検討会議に参加している障害当事者団体のみ参加可  
条例制定に至った経緯や当事者の思いを議員に伝える（条例案の具体的な説明はなし）
- 2023年（令和5年）1月4日～2月2日  
市民コメント（パブリックコメント）の募集
- 1月21日  
市民向け説明会
- 3月  
3月議会に2つの条例案を提出予定  
↓  
晴れて可決成立！？



【参考】  
鶴ヶ島市ともに生きるやさしさのあるまちを目指す障害者のコミュニケーション支援条例(案)

「障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備することにより、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指す」ための条例  
→すべての障害者が対象（聴覚障害者も含まれる）

鶴ヶ島市手話言語条例(案)前文 ～ 私たちが前文に込めた想い

前文  
手話は、音声言語の日本語とは異なる語彙と文法を持つ独自の言語<sup>※1</sup>であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語である。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、これまで日本では、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境の整備が遅れていたことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることやコミュニケーションをとることに多くの不便や不安を感じながら生活してきた歴史がある。<sup>※2</sup>

※1 手話が独自の言語であるという説明のために、「音声言語の日本語」「文法」「語彙」を明示した。  
※2 広く市民に受け入れられるよう、当初の条例案より表現をマイルドに「これまで日本では～歴史がある」とした。

(前文つづき)  
 こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法で手話が言語として位置づけられたが、手話に対する理解はまだまだ広がっていないと言えない。<sup>※3</sup>  
 また、障害者の情報取得及びコミュニケーション手段を利用しやすい環境は、音声言語の日本語を前提に整備される傾向がある。<sup>※4</sup>  
 私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解と広がりをもって、全ての市民が互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指し、<sup>※5</sup>この条例を制定する。

※3 当初「広がりを感じない状況に至っていない」としていた断定的な表現を改めた。  
 ※4 手話を独自の言語として位置付ける必要性を明示した。  
 ※5 「障害者のコミュニケーション支援条例」とともに、「共生社会の実現」を目指すことを明示した。

鶴ヶ島市手話言語条例の制定過程を振り返って……

★良かったところ

- 市障害福祉課主導で一気呵成に話を進め、スピーディーに条例制定にこぎつけることができた
- 二本立てにすることで、他の障害者団体の理解・協力を得ることができた
- 2つの条例を一体として運用することで、障害の有無や障害の種類にかかわらず、共生社会の実現が図れる内容の条文になった
- 2つの条例とも理念条例とされ、詳細は障害者支援計画に盛り込むことになったので、行政としては予算や人員に目配りをしながら、現実的・実効的な政策実現を目指すことができる（行政にとっては非常に使い勝手の良い条文）

★良くなかったところ（今後の課題）

- 2つの条例とも理念条例とされたため、検討委員会が当初、手話言語条例に盛り込みたいと考えていた「聴覚障害がある乳幼児の支援」「教育」「就労」などの具体的規定がすべて省かれてしまった  
 →検討委員会が求めていた「手話言語条例推進委員会(仮)」の設置も見送られ、単に市が「ろう者その他の関係者の意見を聴く」とのみ規定された  
 →詳細は障害者支援計画に盛り込むことになるが、きこえない人たちの要望が実際の政策に反映されるかは未知数
- 2つの条例を同時に成立させる観点から、条文の文言について調和を図るため、基本的に同じ表現をすることになった。しかし、これにより、手話を第一言語とする人たちの言語権を保障しようという手話言語法・手話言語条例の本来の趣旨があまりに薄くなり、単なるコミュニケーション手段の確保の問題と捉えられるのではないかという心配がある  
 →2つの条例の守備範囲があまり

以上



## 【パネルディスカッション】 手話言語条例への取り組みと課題

- |                             |         |
|-----------------------------|---------|
| パネラー：深谷市聴覚障害福祉協会            | 須藤 淳 氏  |
| パネラー：深谷市手話サークルねぎの会          | 堤 喜美 氏  |
| パネラー：越谷市聴覚障害者協会             | 宮下 昭宣 氏 |
| パネラー：鶴ヶ島市手話言語条例検討委員会        | 大澤 重敏 氏 |
| ファシリテーター：手話言語法制定推進・手話言語条例委員 | 野口 宣伸   |

①手話言語条例の取り組みのきっかけ  
 野口／3地域から基調報告をして頂きました。手話言語条例制定へ向けた取組のきっかけは何かを教えてください。

須藤／各地域で条例ができていたので、深谷でも取り組もうという話になりました。手話サークルとも話し合い自然に運動しようという流れになりました。議員とサークル会員と一緒に取り組みました。

宮下／県内で条例が作られていたので、越谷市もそろそろやろうと話をしました。

大澤／市が全く考えていなかった状況だったので、私たちが作らなければならないと思い、スタートしました。

野口／各地域で条例ができた状況を鑑みて自分たちでも取り組もうと思われたということですね。地元のろうの仲間やサークルと一緒に作っていったということですが、報告の中

にも他の条例でまかなけるから手話言語条例は要らないと言われたという話がありました。行政や議会が、手話言語条例の理解がなかったという話もありました。これは、各地域のアンケート結果でも課題として出されています。そのような中、どう解決したのか教えてください。

大澤／市は、考えていませんでした。全日本ろうあ連盟の久松氏の講演の際、来賓として市長や議員をお呼びしました。市長は、当初理解はありませんでしたが、繰り返し要望することで理解していただけるようになりました。

宮下／報告内容と重複しますが、新入職員の研修で説明をすることから始めました。職員の手話通訳士が中心となって取り組みました。ただ、障害福祉課以外の課の理解はありませんでしたが、他課にも説明を行いました。条例を分けることが差別ではないことも含めて話し、徐々に理解していただきました。

堤／深谷市には、まごころ支援条例があり、その中に通訳者派遣や要約筆記者派遣、手話通訳者の養成も含まれていましたので、手話言語条例は不要と言われ続けていました。しかし手話は言語であるということを粘り強く説明し続け、一緒に学習会や講演会をする中で少しずつ理解をしていただきました。

## ②手話言語条例制定の準備委員会について

野口／3地域とも手話言語条例を制定するためには準備委員会を作ったと話がありました。メンバーや取り組み、効果について教えてください。

須藤／12人のメンバーで構成しました。協会会長と役員4名、サークル会長と役員4名、社協の専任手話通訳者2名です。

宮下／だいぶ前のことですが、福祉課、ろう協、手話サークル、ボランティアグループ、派遣事務所、教育委員会も入ってもらいました。



大澤／鶴ヶ島市の検討委員会メンバーは、聴障会から3名、折鶴会が5人、合計8人。その後、市が検討会議を開催しました。その会議には、市の課長と課長補佐、障害当事者、関係者が出席しました。

野口／鶴ヶ島市で学識経験者は？

大澤／協会理事長と知識のある人たちに集ってもらった形としました。

野口／検討委員会や準備委員会など名称は異なっても手話言語条例制定に向けて話し合うということでは内容は同じです。やはり当事者が参加することが大切です。ろう文化は、当事者でないと分かりません。当事者がきちんと説明しなければなりません。鶴ヶ島では、聴こえない乳幼児支援、教育、仕事、就労の3つが省かれてしまったと報告がありました。

大澤／情報アクセシビリティでは、乳幼児や就労については含まれないという話でしたが、手話言語条例ができた後で、復活させたいと考えています。

野口／準備委員会で条例をつくって討議されたようですが、ろう文化と関わりのないことも盛り込むように言われて困ったこと等は無いでしょうか。

須藤／宮下／特にありませんでした。

野口／十分ろう当事者の意見を聞いていただけたということですね。手話言語条例を制定し、推進していくための取り組みについて教えてください。

宮下／条例制定後、施策推進委員会を立ち上げ、年1回会議を行っています。小学校での手話の学習会や、年に1回言語条例イベントを開催しています。また、市のホームページに手話動画をつけるなど、いろいろなことを話し合っています。メンバーは、福祉課、ろう協、手話サークル、ボランティア団体、派遣事務所、教育委員会も加わっています。

堤／特に委員会はありませんが、プロジェクトチームで検討を続けています。イベントや学習会を福祉課と協議をして進めています。

野口／継続的に協議を行うことが大切ですね。埼玉県には、埼玉県手話環境整備施策推進委員会があり、市民や県民の中で手話が浸透するように、手話サークルや当事者団体と協議し、提言を行っています。今後、何か計画していることはありますか？



大澤／市の福祉課の方に理解があり、手話言語条例推進委員会を立ち上げる予定です。そこで手話講習会や電話リレーサービスなど、情報コミュニケーション条例と含めて進めていく予定です。

野口／本日参加されている皆さんに、アドバイス等お願いします。

堤／深谷市は、まごころ条例がネックとなり進みづらかったという課題がありました。手話言語条例制定は、粘り強い努力の結果です。やはり、福祉課や議員と議論、継続的な勉強が必要だと思います。

宮下／施策推進委員会には、教育委員会の参加して頂いている。学校の状況を知り、アドバイスいただけるのは良いと思っています。パブリックコメントでは、当事者が積極的な意見を出すことが大切だと思います。越谷では200のパブリックコメントが寄せられました。

大澤／鶴ヶ島市では、情報コミュニケーション条例と手話言語条例の2本立てで進められています。この条例は理念条例と考えた議員もいました。乳幼児支援や就労、教育など、具体的な規定が盛り込んでいません。手話言語条例施策推進委員を設立し、具体的な支援の内容を盛り込むため、今後も市に対して粘り強く提言していきたいと考えています。

### ③ 質疑応答

さいたま市 横島／市職員の手話研修を聞こえない人ではなく手話通訳士が指導しているとのことでしょうか？

宮下／市の職員に対する研修は3つあります。職員研修には、外郭団体職員も含め、新任職員研修もあります。職員対象の研修は、ろう協から講師を派遣しろう者が手話を教えて

います。その際、福祉に強い職員がサポートしています。新任職員研修は、ろう協には依頼がありませんが、障害福祉課の職員に対する研修は、私たちが担っています。

横島／手話はろう者が教えるべきだと個人的に思っています。八潮市では、市議の提言で手話言語条例が可決されたと聞きました。取り組みの無いまま制定されると中身が伴わないのではないかと思います。

吉見町役場 長寿福祉課／吉見町では、ろう当時者を含めて、手話言語条例の制定に向けて準備委員会を立ち上げ、6月の制定を目指しています。条例だけでなく、推進方針を作り、制定後もろう者、健聴者が共に手話が言語だとして、住みやすい福祉の町を作ろうとしています。推進方針や制定後の取り組みなどについて、お話をお聞かせください。

宮下／制定後、市民対象にパンフレットの配布やイベントを実施し、普及に努めるのもよいと思います。バッジについても越谷市では行っています。市役所で誰が、手話ができるのか分かると同時に啓発にもつながると思います。

堤／準備の際、プロジェクトチームとして活動していたので、現在も市と良い関係を築きながら進めています。定期的な会議は行っていませんが、いつでも連絡が取り合える環境にありその時その時に協議を行い、進めています。

吉見町／メンバーに教育委員会が入っているのは、とても良いと思いました。また、パンフレットにイラストがあり、分かりやすいと思いました。記載に聴覚障害者とろう者の違い、また、区別する意図は何でしょうか。

宮下／自分自身がろう者であるというアイデンティティを持ち、手話を第一言語としている人をろう者と言うのではないかと思います。手話言語は、それに合わせた文法で言語性があります。

草加 石井／越谷市の報告で事業助成金 30 万円という話がありますが、それは越谷市に特化したものなのではないでしょうか。また、越谷市も深谷市もパンフレットを作成し、市民への周知活動をされていますが、市民の反応や気づきなどがあれば教えてください。

須藤／深谷市では、手話ミニ講座を行い、その際にクリアファイルにパンフレットをはさみ配布しています。1日で80人くらいの来場がありました。

草加 石井／パンフレットの効果としては、どうでしょうか。

須藤／2月22日にまごころ出前講座の依頼がありました。少しずつ反響がでていていると思います。

宮下／市の30万円の助成については、詳細は分かりませんが、市がイベントを行い、啓発活動をするための予算ではないかと思います。パンフレットについては、毎年、小学校4年生に配っています。隣の小学校の子と手話で話したという話も聞いていますが、配布したきりになっているケースもあるようです。継続し、定着できるような方法を考えていきたいと思っています。

#### 【まとめ】

### 手話言語法制定推進・手話言語条例委員会 報告

手話言語法制定推進・手話言語条例委員長 小出 真一郎

お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。今回、3地域から報告をしていただきました。鶴ヶ島市は3月の議会で制定される予定です。深谷市では、新1万円札の肖像となる渋沢栄一氏の動画を手話で作成されました。今後は、手話ガイドなどの検討も進めていただきたいと思います。手話言語条例が制定されたことにより暮らしや歴史などの見識が深められることも大きな成果です。

越谷市は、当事者として行政と共に、色々な取り組みをされていました。パンフレットについてもただ配布して終わるにではなく、配布した後、どうしていくのかまで考えられています。

鶴ヶ島市も市に任せるだけでなく、行政と当事者が一緒になって進めていくことが大切だと思っています。鶴ヶ島の補足になりますが、盲ろう者や中途失聴者の問題もあります。中途失聴者が手話講習会を受けられる環境整備も必要です。

全日本ろうあ連盟は、手話から手話言語としました。日本国憲法で主権は国民であり、差別を禁止しています。真の平等を目指して、条例の100年後、200年後を見据えることが大切です。吉見町から質問がありましたが、市の施策計画などに具体的に盛り込む取り組みが必要だと思っています。

最後に、SDGsでは、誰一人取り残さないということを最終ゴールとしています。八潮市は、行政主体で進んだという話がありましたが、ろう協としてプロジェクトチームとして関わり、支援をしていきたいと思っています。



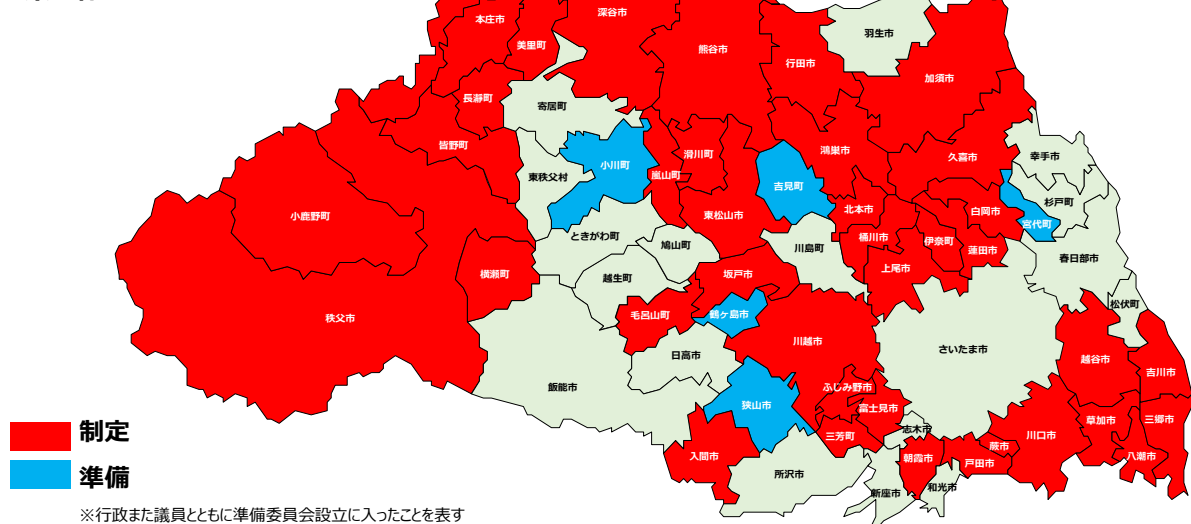
全国手話言語市区長会会長の星野氏と話をしました。手話語条例ができてから、何も改善されない地域も多いと聞いています。やはり実情をモニタリングした上で課題を洗い出し、改善策を計画にしていく必要があります。参加していただいたみなさんも地域に戻り、地域にこの内容を広げてください。私どもプロジェクトチームも応援します。手話言語条例制定を埼玉県は、100%目指しています。





# 手話言語条例制定状況

2023年2月11日現在  
計39市町村  
県全体 62.0%



# 手話言語条例制定状況



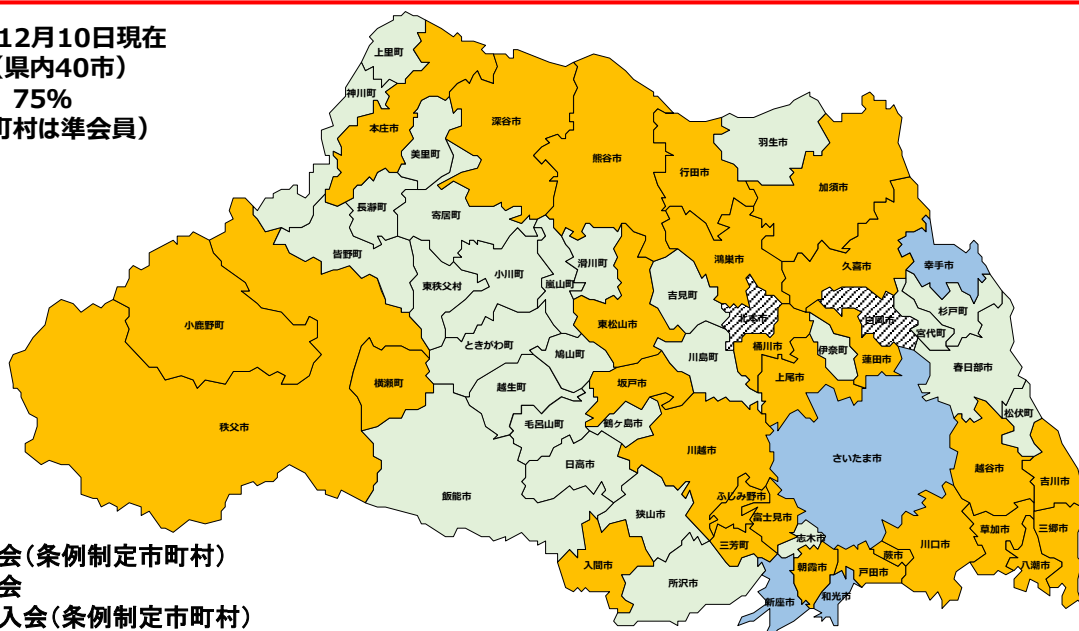
制定	地域	制定	地域	制定	地域	制定	地域
●	加須		飯能	○	小川町	●	横瀬町
	春日部	●	東松山	●	滑川町	●	皆野町
●	草加	○	狭山	●	嵐山町	●	長瀬町
●	越谷	●	入間		川島町	●	小鹿野町
●	久喜	●	朝霞		吉見町	●	本庄
●	八潮		志木		鳩山町	●	美里町
●	三郷		和光		ときがわ町	●	神川町
●	蓮田		新座		さいたま	○	上里町
	幸手	●	富士見	●	川口		羽生
●	吉川	●	坂戸	●	上尾	●	鴻巣
●	白岡	○	鶴ヶ島	●	蕨	●	深谷
○	宮代町		日高	●	戸田	●	桶川
	杉戸町	●	ふじみ野	●	伊奈町	●	北本
	松伏町	●	三芳町	●	熊谷		東秩父村
●	川越	●	毛呂山町	●	行田		寄居町
	所沢		越生町	●	秩父		

●: 条例制定市町村 ○: 準備



# 全国手話言語市区長会状況

2022年12月10日現在  
 30市（県内40市）  
 市全体 75%  
 3町（町村は準会員）



入会(条例制定市町村)  
 入会  
 未入会(条例制定市町村)

# 全国手話言語市区長会状況



制定	地域	制定	地域	制定	地域	制定	地域
●	加須		飯能		小川町	●(準会員)	横瀬町
	春日部	●	東松山		滑川町		皆野町
●	草加		狭山		嵐山町		長瀬町
●	越谷	●	入間		川島町	●(準会員)	小鹿野町
●	久喜	●	朝霞		吉見町	●	本庄
●	八潮		志木		鳩山町		美里町
●	三郷	○	和光		ときがわ町		神川町
●	蓮田	○	新座	○	さいたま		上里町
○	幸手	●	富士見	●	川口		羽生
●	吉川	●	坂戸	●	上尾	●	鴻巣
△	白岡		鶴ヶ島	●	蕨	●	深谷
	宮代町		日高	●	戸田	●	桶川
	杉戸町	●	ふじみ野		伊奈町	△	北本
	松伏町	●(準会員)	三芳町	●	熊谷		東秩父村
●	川越		毛呂山町	●	行田		寄居町
	所沢		越生町	●	秩父		

●: 入会(条例制定市町) ○: 入会 △: 未入会(条例制定市町)



# 手話言語条例に関する学習会2022 報告書

発行 2024年3月28日

編集・発行 手話言語法制定推進・手話言語条例委員会  
一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会  
〒330-0046  
埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1  
埼玉県障害者交流センター内



